

令和２年度第１０回御船町議会定例会（１２月会議） 議事日程（第１号）

令和２年12月10日

午前10時00分開会

１ 議事日程

第 １ 会議録署名議員の指名

１ 番 中城 峯雄 君

１３ 番 井本 昭光 君

第 ２ 諸報告

１ 諸般の報告

２ 行政報告

第 ３ 報告第１６号 専決処分の報告について

第 ４ 議案第５４号 工事請負変更契約の締結について

第 ５ 議案第５５号 財産の譲渡について

第 ６ 議案第５６号 財産の取得について

第 ７ 議案第５７号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について

第 ８ 議案第５８号 御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について

第 ９ 議案第５９号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について

第１０ 議案第６０号 御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

第１１ 議案第６１号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

第１２ 議案第６２号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１３ 議案第６３号 御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１４ 議案第６４号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第１５ 議案第６５号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第１６ 議案第６６号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第67号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）について

第18 議案第68号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

第19 議案第69号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

第20 議案第70号 令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

第21 議案第71号 令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第22 議案第72号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について

第23 発議第 3号 御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯雄 君	2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一幸 君	4番 福本 悟 君
5番 田上 英司 君	6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君	8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君	10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君	12番 清水 聖 君
13番 井本 昭光 君	14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（20人）

町 長 藤木 正幸 君	副 町 長 野中 眞治 君
教 育 長 本田 恵典 君	総 務 課 長 藤野 浩之 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	税務課課税係長	福田 拓馬 君
税務課徴収係長	村本 陽 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
福祉課長	西橋 静香 君	こども未来課長	田中 智徳 君
復興課長	島田 誠也 君	健康づくり支援課長	作田 豊明 君
農業振興課長	井上 辰弥 君	商工観光課長	鶴野 修一 君
建設課長	野口 壮一 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	上村 清美 君	学校教育課長	西本 和美 君
社会教育課長	沖 勝久 君	監査委員	吉川 勲 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和2年度第10回御船町議会定例会12月会議を再開します。

本定例会では、税務課の説明員として畑野税務課長の代わりに福田課税係長、または村本徴収係長が出席されます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、中城峯雄君、13番、井本昭光君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

11月30日、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会12月会議の進行等について協議を行いました。第10回御船町議会定例会12月会議の会期日程は、本日12月10日から12月16日までの7日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。今回は、新規の陳情・請願はありませんでした。

次に、議会全員協議会を12月4日に開催し、執行部から12月会議に提出される議案の説明があったほか、各委員会から活動状況等の報告がありました。また、御船町議会会議規則や御船町議会会議傍聴規則の一部改正についても審議しました。

次に、議会運営に係るタブレット端末導入事業の進捗状況について報告します。昨日12月9日、第2回御船町議会タブレット端末導入検討委員会を開催し、プロポーザル方式による業者選定を行いました。今後、契約に向けて手続を進め、早期の導入を目指します。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

12月4日に役場第2分庁舎において、防衛大臣からの感謝状伝達式が行われました。式には、熊本地方協力本部長をはじめとする自衛隊関係者がおいでになり、町に対し感謝状が伝達されました。この感謝状は、自衛隊募集事務への協力や自衛隊への入隊者数の功績が認められたもので、令和2年度の希望者は全国1,781市町村中、9団体のみで、大変栄誉なことでした。

次に、こども未来課について報告いたします。

コロナ禍でさまざまな行事等が自粛、縮小されている中、12月5日、上野保育園において、園生活での成長を披露する発表会が行われました。今年度は、感染拡大防止対策として、保護者にはクラスごとに遊戯室に入室してもらい、観覧終了後におのおの帰宅していただくというスタイルで行い、無事終了いたしました。子どもたちはそれぞれ達成する喜びを感じ、思い出に残る発表会となりました。

なお、12月12日には、若葉保育園でも同様の方法で実施予定です。また飲食を伴うクリスマス会につきましては、恒例となっております老人会の招待を取りやめ、子どもたちにはサンタさんからプレゼントを渡すこととしています。

次に、復興課について報告します。

12月1日にサントリーホールディングス株式会社より町内の仮設住宅、災害公営住宅及び単独住宅入居者の方々へ、プリンセチアのお花のプレゼントがありました。これは「熊本震災復興支援 サントリー熊本水の国応援プロジェクト」の一環として行われたもので、地域支え合いセンター支援員により各世帯に届けられました。受け取った入居者の皆さん

は、大変喜ばれていました。

また、11月30日にふれあい広場交流センター並びに七滝中央小学校学童保育施設が完成いたしました。これはみんなの家として活用していた建物を移築し再利用したもので、ふれあい広場交流センターについては、12月18日落成式を行うこととしています。

さらに単独住宅南木倉団地で施工いたしました単独住宅南木倉団地屋外整備等工事が11月30日に竣工いたしました。これにより、予定した町内4団地の木造仮設住宅利活用事業がすべて完了し、単独住宅の住環境の向上を図ることができました。

なお、11月末現在の応急仮設住宅の入居者の状況は、前月末と変わらず、建設型仮設住宅が4戸10人、借上型仮設住宅が3戸6人で、合計7戸16人となっています。

次に、健康づくり支援課について報告します。

11月12日から14日までの3日間、第2分庁舎において、今年度2回目の御船町集団健診審査を実施しました。特定健診及びがん検診など、447人が受診され、7月の受診者と合わせますと2,350人となりました。健診結果については、7月と同様新型コロナウイルス対策として郵送で配布いたしましたが、生活習慣病の重症化予防対象者や保健指導の対象となっている方々に対しては感染対策を徹底した上で、個別面談での結果説明を行い、継続的な保健指導を実施することとしています。

また、11月27日に第3回健康づくり地区推進員の研修会を実施し、11月30日には、健康づくり推進協議会を開催しました。今後も各組織団体において健康づくりへの関心を持っていただくことで、健康に対する意識改革を推進してまいります。

次に、農業振興課について報告します。

7月の梅雨前線豪雨災害で被災しました農地19件、施設15件、合計34件の災害査定が10月下旬から11月下旬にかけて実施されました。これから早期復旧に向けて実施設計を行い、入札へ事務を進めてまいります。

次に、環境保全課について報告します。

11月29日に、本年度2回目となる廃棄物の特別収集を町民グラウンド駐車場で実施しました。これは、通常のごみ収集場所には出すことのできないごみを対象とするもので、不法投棄防止を目的とし、年2回実施しています。今回は150件の持ち込みがあり、重量にして10.7トンのごみが集まりました。

次に、社会教育課について報告します。

新型コロナウイルス対策として11月に開催を予定していました町民スポーツ大会、並びに来年1月に開催を予定していました地区対抗駅伝を中止することといたしました。開催を心待ちにされていた皆様には誠に申しわけございませんが、健康と安全面を第一に考慮した結果ですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、上益城郡対抗駅伝については、例年どおり、12月13日に開催されます。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第4 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第54号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 議案第55号 財産の譲渡について
- 日程第7 議案第56号 財産の取得について
- 日程第8 議案第57号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について
- 日程第9 議案第58号 御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第59号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第60号 御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第61号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第62号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第63号 御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第64号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第65号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第66号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第67号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第19 議案第68号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

について

日程第20 議案第69号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

日程第21 議案第70号 令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第71号 令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第72号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第16号、「専決処分の報告について」から、日程第23、議案第72号、「令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について」までの20件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第16号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第15号、工事請負変更契約の締結について。

議案第54号、工事請負変更契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業町道下高野甘木線道路改良工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第55号、財産の譲渡について。次のとおり財産を譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

提案理由。西往還区から御船町に対して公有財産の所有権移転申立を受けたことに伴い、本来の土地所有者である西往還区へ譲渡するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第56号、財産の取得について。御船町立小中学校で使用する教育用端末について次のとおり財産を取得する。

提案理由。財産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また

は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第57号、益城町町道の路線認定に伴う承諾について。道路法第8条第3項の規定により次の路線の町道認定について、承諾するものとする。

提案理由。道路法第8条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第58号、御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について。御船町スポーツセンターについて、次のように指定管理者を指定するものとする。

提案理由。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第59号、御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について。御船町町民グラウンドについて、次のように指定管理者を指定するものとする。

提案理由。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第60号、御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について。御船町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方自治法等の一部を改正する法律の公布により、地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第61号、御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町附属機関として、土地改良事業施行評価換地委員会を設置するため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第62号、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町附属機関として、土地改良事業施行評価換地委員会の設置に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第63号、御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について。御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。「滝川みんなの家」を御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」の分室として活用するため本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第64号、御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。児童福祉法第34条の8の2第2項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第65号、御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第66号、御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第67号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）。令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,817万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,983万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」

による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

議案第68号、令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,585万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,589万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第69号、令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）。令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ214万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,095万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第70号、令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,202万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第71号、令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ220万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,452万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」

による。

議案第72号、令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,224万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,774万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第3号 御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第24、発議第3号、「御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○12番（清水 聖君） 発議第3号、御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。御船町議会会議規則（平成6年会議規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和2年12月10日提出。

提出者、御船町議会議員、清水聖。賛成者、御船町議会議員、岩永宏介。賛成者、御船町議会議員、中城峯雄。賛成者、御船町議会議員、増田安至。賛成者、御船町議会議員、福本悟。

提案理由。標準町村議会会議規則の準用等により本規則を改正する必要がある。本規則を改正するためには、地方自治法第120条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 散 会